

会費規程

第 1 条 本会の定款第 8 条による会費は、次の通りとする。

- (1) 会 費 1 ヶ年 4,000 円
- (2) 入 会 金 500 円
- (3) 賛助会員 年額 1 口 25,000 円

第 2 条 本会の組織運営規程第 5 条による資料提供会員の会費は、1 ヶ年 2,500 円とする。

第 3 条 会費の納入は、3 月末日までに 1 ヶ年分前納する。

- 2 特別の理由がある時は、会長に減免及び延期願いを提出することが出来る。
- 3 新入会員は、入会と同時に入会金ならびに会費を納入する。

附則

(規程の変更)

- 1 この規程に疑義が生じた場合は、理事会の議決を経なければ変更することができない。

(規程の施行)

- 2 この規程は、法人設立登記の日(平成 24 年 4 月 1 日)から施行する。